注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　４の欄は、高調波及び低調波による高周波出力の設計値をマイクロワットで記載すること。

⑶　５の⑴から⑷までの欄は、設備から10メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

⑷　６の欄は、施行規則第46条の２第１項第１号の⑸に定める電波の強度を超えないよう措置した内容を記載すること。

⑸　添付図面の記載は、次によること。

ア　図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ　外観を示す図は、申請に係る設備の正面、側面及び平面並びに各部の名称及び寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されたものであること。

ウ　外観を示す写真は、申請に係る設備の正面、側面及び平面を写したものであること。

エ　接続図は、部品名及び回路定数が記載されたものであること。

⑹　８の欄は、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。

⑺　９及び10の欄は、試験に供した設備について記載すること。

⑻　11の⑵の欄は、搬送波の周波数の測定結果を記載すること。

測定に当たっては、無変調搬送波を送出して測定すること。ただし、無変調搬送波の送出ができない場合は、疑似雑音系列による標準符号化試験信号（以下「標準符号化試験信号」という。）で変調し、搬送波を送出して測定すること。また、搬送波の瞬断がある場合には、スペクトル分析器で搬送波の位置を確認し、それを較正された周波数軸で読み、測定値とすること。

⑼　12の⑵の欄は、高調波及び低調波による高周波出力の測定値をマイクロワットで記載すること。また、当該欄の括弧内には、最大の高周波出力を示す高調波及び低調波の周波数を記載すること。

なお、測定に当たっては、無変調搬送波を送出して測定すること。ただし、無変調搬送波の送出ができない場合は、標準符号化試験信号で変調し、搬送波を送出して測定すること。

⑽　13の⑴から⑷までの欄は、設備から10メートルの距離における漏えい電界強度の最大の値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において漏えい電界強度が最大となる漏えい電波の周波数を記載すること。

なお、測定に当たっては、測定用受信機の通過帯域幅を10kHzとし、搬送波を標準符号化試験信号で変調し、搬送波を送出して測定すること。この場合において、10メートルの距離における測定が困難なときは、10メートルを超える任意の測定距離で測定することができるものとし、次式により計算された値をもって測定値とすること。

$$E1 = \left(\frac{D}{10}\right) \times E2$$

E１：10メートルの距離に換算した値　［μV／m］

E２：任意の距離における測定値　［μV／m］

D　：測定したときの距離　［m］

⑾　14の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温及び湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。

⑿　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。

⑵　指定番号の欄は、設計変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

⑶　設計書は、１及び２の欄並びに設計変更に係る事項の欄については注１に準じて記載し、７の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。

⑷　試験成績書は、注１に準じて記載すること。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に申請している改正前の平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の第１及び第２の規定による高周波利用設備の型式指定の様式については、改正後の平成十四年総務省告示第五百四十四号第１及び第２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○総務省告示第三百四十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十八条の二第一項第四号の⑶及び無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第六十条第二号の⑵の規定に基づき、平成十八年総務省告示第五百二十号（伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月九日　総務大臣　新藤　義孝

第一項第二号㈡エ中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同㈡オ中「二〇デシベル以上減衰する」を「四〇デシベル（屋内広帯域電力線搬送通信設備にあっては、二〇デシベル）以上減衰させる」に改め、同号㈢中「別表第二号」を「別表第三号」に改め、同㈢を同号㈣とし、同号㈡の次に次のように加える。

㈢　通信端子用インピーダンス安定化回路網

ア　被測定電力線搬送通信設備を接続するための供試機器端子並びに通信用装置を接続するための通信端子及び接地端子を備えていること。

イ　供試機器端子のコモンモードインピーダンスは、一五〇kHzから三〇MHzまでの周波数範囲において、一五〇オーム（±）二〇オーム、位相角〇度（±）二〇度であること。

ウ　通信用装置から発生するコモンモード電流又は電圧を減衰させることにより、測定用受信機における測定レベルが施行規則第四十六条の二第一項第四号⑵㈢に規定する値より一〇デシベル以上低いものであること。

エ　通信端子用インピーダンス安定化回路網の縦電圧変換損は、別表第二号のとおりであること。

オ　通信端子用インピーダンス安定化回路網が被測定電力線搬送通信設備の動作に影響を与えないものであること。

第一項第三号㈠イ中「別表第二号」を「別表第四号」に改める。